

公益社団法人七尾市体育協会

表彰規程

七尾市体育協会功労者表彰

第1条 被表彰者は各団体において、次の各項の一に該当するものであること。

- 1 過去10年間継続して、その運営や選手養成の功労のあった者で、年齢が45歳以上の者であること。
- 2 特に、その発展に功労のあった者であること。

第2条 推薦人員は、各団体において1名以内とする。

第3条 各団体は、所定の推薦書に必要事項を記載の上、定められた日までに、公益社団法人七尾市体育協会へ提出する。

第4条 推薦された者のうち、公益社団法人七尾市体育協会総務委員会において、被表彰者を決定する。

(特別表彰)

第5条 公益社団法人七尾市体育協会総務委員会において、特に功績があったと認められた者、もしくは、団体であること。

附 則

この規程は、平成11年6月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月27日から施行し、平成26年4月1日から適用する。